

(2) 騒音・振動の特定建設作業の届出に関する注意事項

1. 届出書は2部提出とし、内容審査後、届出済印を押印し、1部返却します。

※代理者が届出をする場合は、各届出書に委任状又は届出済証印が押印された委任状の写しを添付してください。

届出の受付が必要な場合は、受付印を押印するので、3部提出してください。

2. 次の項目について、届出書へ書類の添付をしてください。

<必須事項>

①位置配置図

○施工箇所の色塗り

○方角の記入

②付近見取図

○作業範囲の色塗り

○方角の記入

○四方の直近の建物までの距離を記載

○第1号区域に該当する場合は、その対象施設までの距離を記載

③作業範囲図（作業内容がわかる図面）

○対象作業の色塗り（延長、面積、高さ(厚さ)等を記載）

○方角の記入

④工事、工程の概要を示した工事工程表

○工程表には工事全体の工程を記載

○対象作業部分の色塗り

⑤騒音・振動の防止の方法を図示した図面（図示できる場合）

○防止に用いる品名、範囲、延長、寸法等の明記

⑥特定建設作業で使用する機械等の仕様等が記載された資料(カタログ等)

○使用機器等の色塗り

○国土交通省の低騒音・低振動型建設機械指定を確認できる資料の添付

<参考事項>

⑦関係者等への説明資料（実施しているとき）

○説明内容がわかる文書

○対象範囲等がわかる図面

⑧苦情等の対応方針

○対応方針の記載

例：「工事施工により苦情等が発生した場合は、責任を持って自社で対応し、解決します。」

3. 国土交通省の低騒音・低振動型建設機械のホームページアドレス

低騒音型建設機械・低振動型機械一覧

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyou/kankyou.htm>

[騒音振動対策関係](#) [指定状況](#) を参照。